

社援総発0220第4号

老老発0220第4号

平成30年2月20日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局総務課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局老人保健課長

（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について」の一部改正について

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業及び同法第2条第3項10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について」（平成30年1月18日社援総発0118第1号・老老発0118第1号厚生労働省社会・援護局総務課長、老健局老人保健課長連名通知）により、運用上の留意事項を通知しているところではありますが、本通知を別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することといたしましたので通知します。

【新旧対照表】「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について」（平成30年1月18日社援総発0118第1号・老老発0118第1号）

下線部分は改正部分

>

改 正 後	現 行
<p align="center">社援総発0118第1号 老老発0118第1号 平成30年1月18日 (最終改正：平成30年2月20日)</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p align="center">厚生労働省社会・援護局総務課長 厚生労働省老健局老人保健課長 (公 印 省 略)</p> <p>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業（以下「無料低額診療事業」という。）については、平成13年7月23日付け社援発第1276号厚生労働省社会・援護局長通知等によりその取扱いを示しているところであります。</p> <p>また、社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（以下「無料低額介護老人保健施設利用事業」という。）については、平成13年7月23日付け社援発第1277号・老発第275号厚生労働省社会・援護局長、老健局長</p>	<p align="center">社援総発0118第1号 老老発0118第1号 平成30年1月18日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p align="center">厚生労働省社会・援護局総務課長 厚生労働省老健局老人保健課長 (公 印 省 略)</p> <p>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について</p> <p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業（以下「無料低額診療事業」という。）については、平成13年7月23日付け社援発第1276号厚生労働省社会・援護局長通知等によりその取扱いを示しているところであります。</p> <p>また、社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（以下「無料低額介護老人保健施設利用事業」という。）については、平成13年7月23日付け社援発第1277号・老発第275号厚生労働省社会・援護局長、老健局長</p>

連名通知等によりその取扱いを示しているところであります。

平成30年4月1日に施行される地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により創設された社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業（以下「無料低額介護医療院利用事業」という。）については、平成30年2月20日付け社援発0220第1号・老発0220第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知等によりその取扱いを示したところであります。

今般、無料低額診療事業、無料低額介護老人保健施設利用事業及び無料低額介護医療院利用事業（以下「無料低額診療事業等」という。）について、その実施状況や社会福祉事業として実施されている趣旨等を踏まえ、下記のとおり運用上の留意事項を通知いたしますので、よろしくお取りはからい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 無料低額診療事業等の対象について

平成17年3月8日付け社援総発第0308001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知により無料低額診療事業に関してお示ししている通り、無料低額診療事業等は、広く生計困難者一般を対象とするものであり、被保護者に限られるものではない。ついては、被保護者に限らず、生計困難者であれば、積極的に無料低額診療事業等の対象とするよう貴管内の無料低額診療事業等を行う施設に対し、周知・指導等されたいこと。

また、平成11年5月17日付け社援企第80号厚生省社会・援護局企画課長通知により無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業に関してお示ししている通り、現在、「無料又は低額診療患者の割合」又は「無料又は低額利用に係る入所者の割合」が100分の10未満である無料低額診療事業等の事業者に対しては、事業が社会福祉事業としての基準を満たすことに努めるよう十分指導されたいこと。

2・3 (略)

連名通知等によりその取扱いを示しているところであります。

今般、無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業（以下「無料低額診療事業等」という。）について、その実施状況や社会福祉事業として実施されている趣旨等を踏まえ、下記のとおり運用上の留意事項を通知いたしますので、よろしくお取りはからい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 無料低額診療事業等の対象について

平成17年3月8日付け社援総発第0308001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知により無料低額診療事業に関してお示ししている通り、無料低額診療事業等は、広く生計困難者一般を対象とするものであり、被保護者に限られるものではない。ついては、被保護者に限らず、生計困難者であれば、積極的に無料低額診療事業等の対象とするよう貴管内の無料低額診療事業等を行う施設に対し、周知・指導等されたいこと。

また、平成11年5月17日付け社援企第80号厚生省社会・援護局企画課長通知によりお示ししている通り、現在、「無料又は低額診療患者の割合」又は「無料又は低額利用に係る入所者の割合」が100分の10未満である事業者に対しては、事業が社会福祉事業としての基準を満たすことに努めるよう十分指導されたいこと。

2・3 (略)